（特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の七　法第二十六条の三第五項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十六条の三第四項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法（同条第五項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第二十六条の三第四項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２　前項に掲げる方法は、元請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

３　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条の八　令第三十一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項に規定する方法のうち注文者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（講習の実施基準）

第十七条の九　法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～九　（略）

（講習規程の記載事項）

第十七条の十　法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　第十七条の十四第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二　（略）

（登録講習実施機関に係る業務の休廃止の届出）

第十七条の十一　登録講習実施機関は、法第二十六条の十二の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条の十二　法第二十六条の十三第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第十七条の十三　法第二十六条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

一・二　（略）

２　（略）

（新設）

（講習の実施基準）

第十七条の六　法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～九　（略）

（講習規程の記載事項）

第十七条の七　法第二十六条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　第十七条の十一第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二　（略）

（登録講習実施機関に係る業務の休廃止の届出）

第十七条の八　登録講習実施機関は、法第二十六条の十一の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条の九　法第二十六条の十二第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第十七条の十　法第二十六条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

一・二　（略）

２　（略）